

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の 氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場 所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦ 「⑥」の事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容 (必須)	⑧ 「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨ 「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容 (必須)	⑩特記事項 (任意)
49	富山県	地方創生型とやま地域総合福祉特区	富山県全域	複数の福祉サービスを担うことのできる人材の育成や、一体的な施設整備の支援	<p>少子高齢化が一層進展しており、地域社会の維持・発展に不可欠な福祉サービスの提供を担う人材の確保が急務となっている中で、限られた資源を効率的かつ有効に活用し、保育や介護など子どもからお年寄りまでの福祉ニーズに応えることのできるサービスを総合的に提供できるようになり、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らし続けられる“共生社会の実現”が図られる。</p>	<p>保育士有資格者が、同じ社会福祉系の国家資格である介護福祉士の資格を取得する場合でも、単に高校卒業者と等しく、実務経験3年以上で介護福祉士試験を受験できるにすぎないことから、介護人材への流入を妨げている。</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法第13条第2項、第41条第3項</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条</p>	<p>保育士資格を有する者が1年以上の介護の実務経験を経た場合には、介護福祉士試験の受験資格を付与</p> <p>保育士資格を有する者が介護福祉士試験を受験する場合には、共通する科目(人間と社会の領域)など、特例として一定の試験科目を免除</p>	
				<p>① 保育士資格を有する者が、1年以上の介護の実務を経た場合には、介護福祉士試験を受験できるようにするとともに、受験にあたっては、特例として一定の試験科目を免除し、介護福祉士資格の取得を促進する。</p>	<p>限られた福祉人材を流動的・効率的に活用し、保育現場から介護人材の流入を促進</p>				
				<p>② 介護福祉士資格を有する者が、保育士試験を受験する場合には、特例として一定の試験科目を免除するとともに、保育士養成施設に修業する場合の修業年限を1年以上に緩和し、保育士資格の取得を促進する。</p>	<p>限られた福祉人材を流動的・効率的に活用し、介護現場から保育人材の流入を促進</p>	<p>国の児童福祉法施行規則で定められている試験科目については、同施行規則に基づく、厚生労働省告示及び局長通知「保育士試験の実施について」の中で幼稚園教諭免許保有者などが一定の条件を満たす場合には、全部又は一部の試験科目を免除できる規定が設けられているが、介護福祉士は免除の対象となっていないことから、保育人材への流入を妨げている。</p> <p>指定保育士養成施設の修業年限は、昼間部又は昼夜開講制をとる場合については2年以上、夜間部、昼間定時制部又は通信教育部については3年以上とされており、保育人材への流入を妨げている。</p>	<p>児童福祉法施行規則第6条の10、第6条の11</p> <p>児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成26年厚生労働省告示第172号)</p> <p>保育士試験の実施について(平成15年12月1日雇児発第1201002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p> <p>指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について(平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p>介護福祉士資格を有する者が保育士試験を受験する場合には、共通する科目(社会福祉)など、特例として一定の試験科目を免除</p> <p>介護福祉士資格を有する者が保育士養成施設で修業する場合には、特例として修業年限を2年→1年以上に緩和(夜間部については3年→2年に緩和)</p>	

						補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助金を活用して高齢者施設と保育所を合築又は併設して整備した施設については、地域の少子化の進行にあわせて、経過年数10年未満の施設であっても福祉施設の有効活用を図ることができるよう財産処分の要件を緩和し、複合施設の整備を推進する。		
				限られた人材の有効活用や多世代交流を先行的に取り組む富山型サービス発祥の地域として、いわゆる「小さな拠点づくり」を加速させることが期待できるとともに、富山型サービス事業所などと組み合わせることで、地域の人(子どもからお年寄り)や資源、活動を新たにつなぎ、暮らしの大きな安心と地域の一体化・活性化が期待できる。	補助金を活用して整備した福祉施設を経過年数10年未満で他の福祉事業に転用する場合は、個別に大臣への補助金返還を不要とする転用の申請・承認手続きが必要となっている。	厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月17日会発第0417001号)第2 1、第3 2(1)③	補助金を活用して高齢者施設と保育所を合築又は併設して整備した施設については、地域の少子化の進行にあわせて、経過年数10年未満の福祉施設を転用する場合であっても、補助金返還を不要とすることを明確に定め、報告のみでみなし承認となる手続きの簡素化を図る。 ※現在、10年以上経過後に他の福祉事業に転用する場合は、報告のみで補助金返還が不要となり、かつ転用承認があったものとみなされている。		
					保育所と幼稚園・学校の給食施設との共用化については、具体的な指針が発出されているが、児童福祉施設と社会福祉施設とを併設する場合、設備の一部兼用が省令により認められているものの、保育所と高齢者施設との設備共用について、具体的な指針が発出されていなく、事実上共用化を妨げている。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)	④ 保育所と高齢者施設を一体的に整備するにあたり、相互活用ができる交流スペースや渡り廊下などについては、現在国庫補助制度対象外となっている。介護と保育の一体的な施設整備を促進するため、こうした設備について、国庫補助制度を活用して整備を行う。 児童福祉施設と社会福祉施設の共用について、国における明確な指針のもと、調理室、医務室等の共用を促進する。	保育所と幼稚園・学校の給食施設との共用化指針の発出 ※幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号文部省初等中等教育局長、厚生省児童家庭局長通知) ※保育所の調理室と学校の給食施設の共用化について(平成16年3月31日雇児発第0331027号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
						老人保健福祉施設と児童福祉施設との合築・併設の促進等について(平成5年11月22日老計第142号・児発第949号厚生省老人保健福祉・児童家庭局長通知)			